

【入院時の食事療養標準負担額の改訂について】

○70歳未満の方

区分	食事代	
	3月31日まで	4月1日以降
一般（課税）	490円／1食	510円／1食
特定難病患者（低所得Ⅰ・Ⅱを除く）	280円／1食	300円／1食
非課税世帯の人	過去12か月の入院日数が90日以内	過去12か月の入院日数が90日以内
	230円／1食	240円／1食
	過去12か月の入院日数が90日超	過去12か月の入院日数が90日超
	180円／1食	190円／1食

○70歳以上の方

区分	食事代	
	3月31日まで	4月1日以降
現役並み所得所	490円／1食	510円／1食
一般（課税）	490円／1食	510円／1食
特定難病患者（低所得Ⅰ・Ⅱを除く）	280円／1食	300円／1食
低所得者Ⅱ（非課税）	過去12か月の入院日数が90日以内	過去12か月の入院日数が90日以内
	230円／1食	240円／1食
	過去12か月の入院日数が90日超	過去12か月の入院日数が90日超
	180円／1食	190円／1食
低所得者Ⅰ（非課税）	110円／1食	110円／1食

今回の改訂は厚生労働省からの通知によるものですので、全国医療機関共通の改訂額です。
ご不明な点がございましたら、医事課までお問い合わせください。

令和7年4月1日
メディカルコート八戸西病院